

## 答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令元-職5〕

### 第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動1は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

諮問に係る下記の表現活動2は、条例第5条第1項各号に掲げる、(a)大阪市内で行われた表現活動並びに(b)明らかに大阪市民等に関する表現活動及び(c)大阪市内で行われたヘイトスピーチを大阪市内に拡散する表現活動のいずれにも該当しない。

### 記

#### （表現活動1）

平成29年6月、大阪市内において行われたデモ活動（以下「本件表現活動1」という。）

#### （表現活動2）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」（<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。）において、本件表現活動1の内容を記録した動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、本件動画サイトの中のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に本件動画及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動2」という。）

### 第2 結論に至った理由

#### 1 本件表現活動2について

##### (1) 調査審議の対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動1及

び本件表現活動2（以下「本件各表現活動」という。）に関する情報を大阪市に提供した者（以下「本件情報提供者」という。）からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市市民局（以下「市民局」という。）において確認した平成30年6月4日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 条例の適用関係について

本件動画等は本件動画サイトから削除され、本件ウェブページで視聴できない状態になっていることが、令和元年10月3日の時点で市民局により確認されているが、少なくとも平成30年6月4日時点においては、本件表現活動2によって本件動画等が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

2 本件各表現活動に係る関係人等からの意見等

(1) 申出人

本件各表現活動は、条例第5条第2項に規定する申出はないものの、大阪市ホームページ上のメール送信フォームにより、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、申出人は存在しない。

(2) 本件各表現活動を行ったもの

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件各表現活動は、下記4に記載のとおり、条例第2条第1項第1号該当性についての詳細な検討をするまでもなく、同号に該当しないと判断できることからヘイトスピーチに該当せず、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件各表現活動を行ったもの（以下「本件各表現活動者」という。）については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件各表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件各表現活動

者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件各表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

### 3 本件各表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

#### (1) 本件表現活動1について

本件表現活動1が、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

#### (2) 本件表現活動2について

##### ア 条例第5条第1項第1号の該当性について

本件表現活動2は、インターネット上の本件動画サイトに本件動画等を掲載する行為であって、本件動画サイトに接続ができれば世界中のどこからでも投稿が可能なものであるところ、本件動画サイトへの掲載が大阪市内で行われたことを認定するに足りる根拠はなく、大阪市内で行われたものかどうか明らかでない。

この点、本件情報提供者から、インターネット上の投稿サイトへの投稿により行われる表現活動の実施場所を客観的に立証できる資料が提出されているときや、同実施場所が大阪市内である可能性を相当程度にうかがわせる個別的な事情があるときを除けば、一般的には、同実施場所を特定しようとするために、表現活動を行ったものに投稿した場所を問い合わせても、自ら大阪市の区域内で投稿したとは回答しない場合が多いと考えられる。このような場合、同実施場所の特定には、サイトの運営者や関係プロバイダからIPアドレス等の必要な情報を取得する必要があるが、サイトの運営者や関係プロバイダから投稿が行われた場所を特定するために必要な情報が任意に提供される可能性は非常に低く、仮にサイトの運営者や関係プロバイダから情報が得られたとしても、インターネット上のサイトへの投稿の多くが無線の通信端末機器により行われている現状に鑑みると、投稿が行われた場所を特定することは極めて困難であると考えられる。

これを本件についてみると、本件情報提供者から、インターネット上の投稿サイトへの投稿により行われる表現活動の実施場所を客観的に立証できる資料は提出されていないこと及び本件動画サイトへの本件動画等の投稿が大阪市内で行われた可能性を相当程度にうかがわせる

個別的な事情も存在しないことを踏まえると、仮に、本件表現活動2を行ったものに投稿場所を問い合わせたとしても、大阪市の区域内で投稿した旨の回答を得る可能性は非常に低いことに鑑み、本件表現活動2については、これが行われた場所を特定するための調査は行わず、上記のとおり、大阪市の区域内で行われたかどうか明らかでないものとして、条例第5条第1項第2号該当性について判断することとした。

イ 条例第5条第1項第2号アの該当性について

本件表現活動2には、本件表現活動1の参加者の発言内容として、「大阪市」、「大阪」及び「大阪府」という音声を確認できるが、これらは単に、地方公共団体又は地域を指しているに過ぎない。次に、本件表現活動1に反対する者の発言内容として、「生野区民センター」という音声を確認できるが、これは、単に市の公共施設を指しているに過ぎない。

その余の部分も含め、本件表現活動2には、大阪市内に居住又は通勤若しくは通学する市民等に関する明らかに認められる内容は見受けられないため、本件表現活動2は条例第5条第1項第2号アに該当するとはいえない。

ウ 条例第5条第1項第2号イの該当性について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動2は、大阪市内で行われた本件表現活動1の内容を投稿・掲載し、拡散するものではあるが、下記4に記載のとおり、本件調査審議で得た情報の範囲では、本件表現活動1がヘイトスピーチに該当するとはいえないため、本件表現活動2は、条例第5条第1項第2号イに該当するとはいえない。

エ 小括

以上から、本件表現活動2は、本件調査審議で得た情報の範囲では、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

(3) 小括

本件諮問の内容は、まず、本件各表現活動が条例第5条第1項各号のいずれかに掲げる表現活動に該当するかどうかについての意見を求めるものであり、その上で本件各表現活動が同項各号のいずれかに掲げる表現活動に該当する場合にヘイトスピーチに該当するものであるかどうかについての意見を求めるものであることから、同項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない本件表現活動2については、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わないこととした。

一方、本件表現活動1については、上記(1)に記載したとおり、条例第5条第1項第1号に該当するので、ヘイトスピーチ該当性の判断を行うこととした。

#### 4 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

##### (1) 条例第2条第1項第2号の該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動1の参加者において、主に、北朝鮮による日本人拉致事件を許さない趣旨の発言が繰り返されているほか、北朝鮮の拉致実行犯を逮捕することを求める趣旨の発言や、日本政府に対して拉致被害者を取り戻すことを求める趣旨の発言をしていることが認められるほか、同じく、拉致被害者を取り戻すことを訴える横断幕や旗を掲げ、あるいは所持していることが認められるが、本件動画の画像や音声から確認できる限りにおいて、これらの内容は、あくまで、北朝鮮による日本人拉致問題について触れているものであって、侮蔑や誹謗中傷といえるような表現の内容や態様はほぼ認められない。

ただし、本件表現活動1の一部には、上記の全体的な論調とは別に、韓国・朝鮮人に対する蔑称として用いられると一般的にいえる表現（以下「本件蔑称」という。）を用いて、妨害してくる韓国・朝鮮人はこの場には不要である旨の発言が認められる。

本件蔑称を用いて、妨害してくる韓国・朝鮮人はこの場には不要である旨の発言について、本件蔑称は、侮蔑性や誹謗中傷性が皆無とはいえ、当審査会としても、こうした表現が用いられていることは誠に遺憾である。しかしながら、当審査会において本件動画を確認する限りにおいては、本件表現活動1に反対する者が複数人で、本件表現活動1の参加者の後をついてまわりながら罵っており、なかには本件表現活動1の主張とはおよそ関係のない個人に対する誹謗中傷も行われていることに鑑みると、本件表現活動1を再三妨害する者への対抗として行われたものであると認められる。

加えて、概ね約1時間20分にわたる本件表現活動1の中で、上記発言は1度だけ行われていることから、韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものとは、認められない。

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号アで定める相当程

度の侮蔑・誹謗中傷や、同号イで定める特定人等（人種又は民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団）に脅威を感じさせるもののいずれにも該当しない。

(2) 小括

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和元年度 令元-職5

年 月 日	経 過
令和 元年 11 月 25 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 3 年 10 月 13 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 6 月 6 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 9 月 14 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 10 月 24 日	調査審議（答申案）
令和 4 年 11 月 30 日	調査審議（答申案）
令和 4 年 12 月 14 日	調査審議（答申案）
令和 4 年 12 月 22 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）